

【令和 5 年度第 1 回戸田市都市景観審議会】

報告案件(1): 公共サインガイドライン(案)の作成について

公共サインの詳細は P.3 参照

・概要

(1) 公共サイン基本計画とは

公共サイン基本計画(以下、「基本計画」という。)は、平成 17 年に策定し、良好な街並みに調和するよう公共サインの標準的なデザイン及び設置の考え方等を定めている。また、設置後の適切な維持管理についても記載している。

(2) 現状の課題

本市の公共サイン整備は、例えば公共施設の施設名称サインは施設所管課が設置するといったように、各課の個別整備が基本となる。したがって、各課の担当者は、サイン設置の際には基本計画を参照しながら設置を行うこととなる。

しかし、基本計画策定後に長期間が経過したこと、そもそもの基本計画が整備担当者にとって参照しやすい形式となっていなかったことなどもあり、多言語化されていないサインや、設置後の適切な維持管理が行われていないサインなど、当該計画が活用されていないケースが散見されている。

(3) ガイドライン化の目的

上記の課題を踏まえ、本市で設置される公共サインが、基本計画に基づくものとなり、ひいては、サインを活用していく市民・事業者・来訪者等にとって「わかりやすい」ものとなることを目的とする。

この目的のために、実務上の新規設置・維持管理等を想定して基本計画の再構成を行うことで、整備担当者にとっても「わかりやすい」ガイドラインを作成する。

再構成にあたっては、基本計画後に検討した整備計画資料も参考としながら、公共サインの配置・高さ・躯体・掲載情報等の基本的な考え方を図表とともに整理し、維持管理ルールの見直し等も行う。

加えて、単純な再構成ではなく、本市のバリアフリー基本構想や他自治体の基準などを加え、現代の社会情勢に合わせた内容のブラッシュアップを図る。

(4) ガイドライン作成方針

基本計画の内容を対象者にとってわかりやすく読めるよう再構成

東京都の指針など、国や他自治体の基準を参考に内容の加除

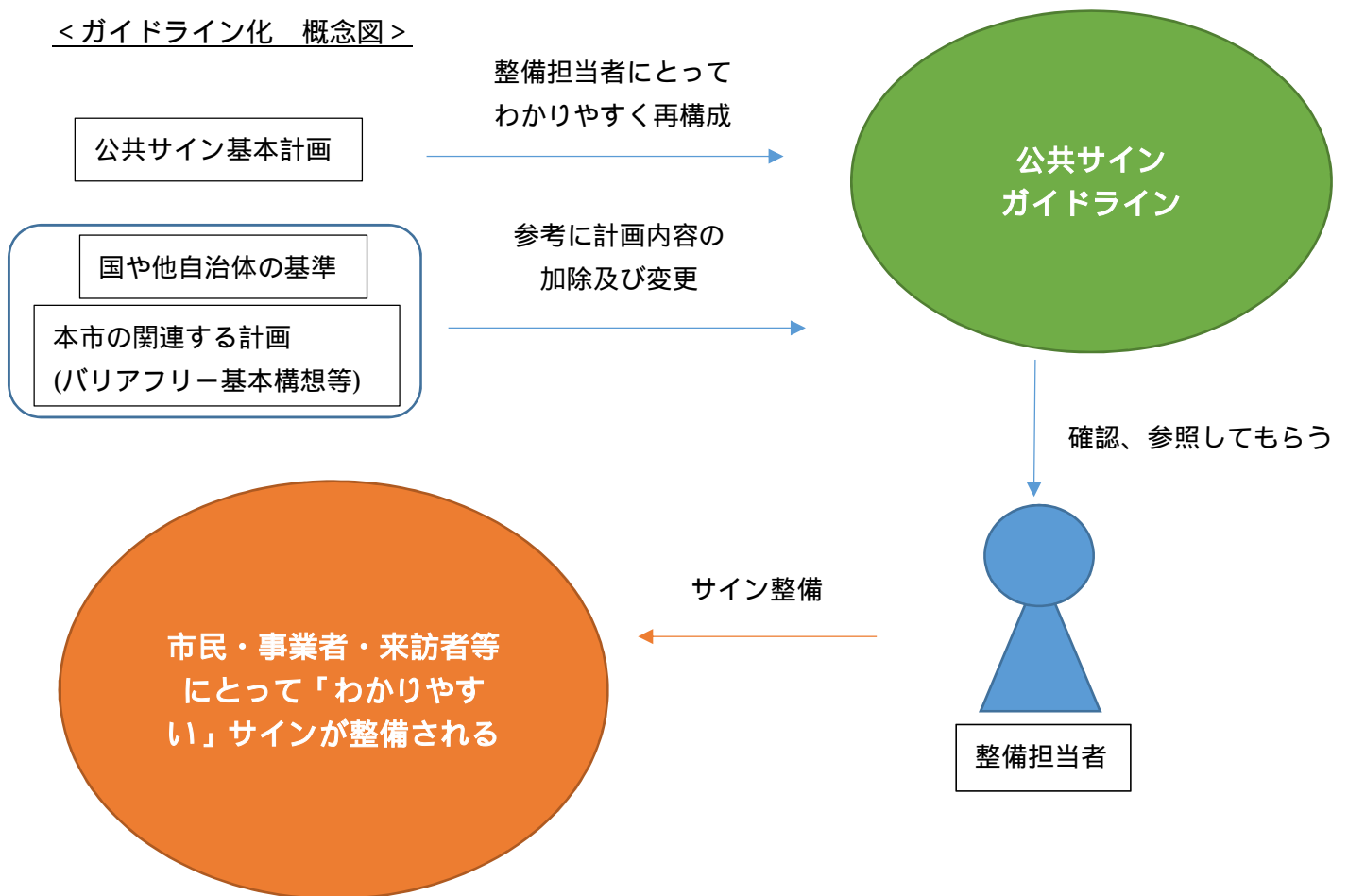
本市の計画であるバリアフリー基本構想など、関連する計画の考え方を追加

運用上見直しが必要な箇所は適宜変更

・今後のスケジュール(案)

令和5年度		素案を作成
令和6年度	6月	業務委託締結予定(ガイドラインとしての構成や冊子デザイン等の対応)
	7~10月	ガイドライン作成
	11月	戸田市都市景観審議会 諮問
	3月	ガイドライン策定
令和7年度	4月	施行

<ガイドライン化 概念図>



・公共サインとは

本市では、各施設の名称看板や、市全域の案内地図、施設までの案内板といった、まちの情報をわかりやすく伝える看板などのことを公共サインと定義している。

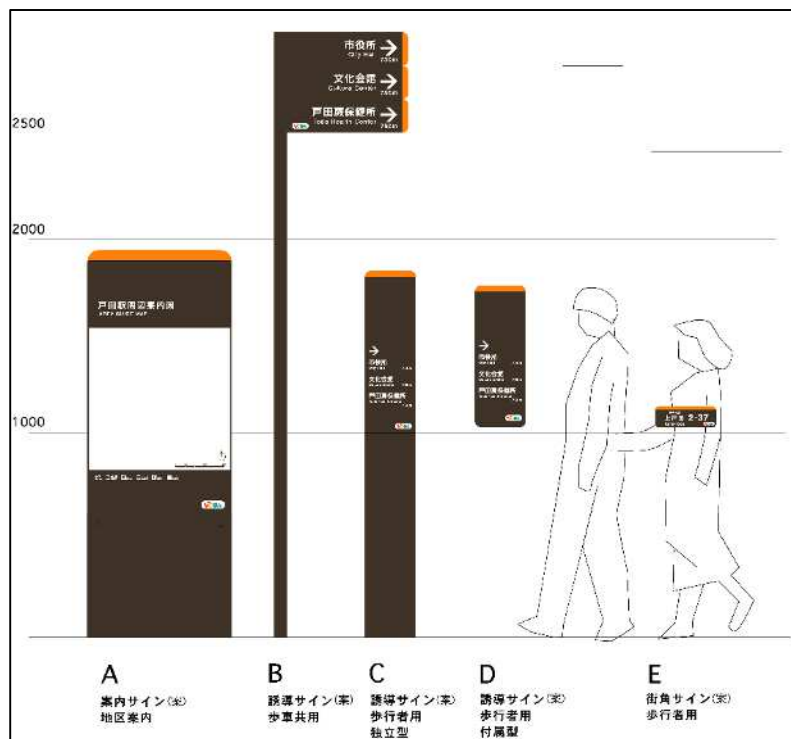
表 公共サインの種類

種類	内容	例
A. 定点サイン 	施設名称サイン	市役所、文化会館、市営住宅、小中学校、保育園、公園、河川、橋 等
	通り名称サイン	市内33路線
	行政界表示サイン	戸田市
	地点名称サイン	信号機に添架されている地点サイン等
	避難場所・避難所名称サイン	小中学校 等
B. 誘導サイン 	施設誘導サイン	市役所、文化会館、福祉系施設、公園 等
	避難場所・避難所誘導サイン	小中学校、公園 等
C. 案内サイン 	全市総合案内サイン	戸田市案内図 等
	地区案内サイン	各町に設置されている街区案内図等
	駅周辺案内サイン	戸田公園駅周辺案内図 等
	ルート案内サイン	地域資源案内図 等
D. 規制・説明・啓発サイン 	規制サイン	保育園あり注意！、学童横断注意！ 自転車放置禁止区域 等
	説明・啓発サイン	戸田市民憲章、指定文化財説明板、生活簡素化運動 等
E. 地域サービス系サイン 	町丁目名サイン	住居表示 等
	町会掲示板	各町会に設置されているもの
	ゴミ集積所用看板	ゴミ集積所に設置されている収集日等を記載したもの
	コミュニティバス停	東循環、西循環、美笹循環

・公共サイン基本計画

前項の公共サインを対象に、サインの配置計画に関する基準や板面のデザインに関する規定(文字のサイズやフォント、ピクトグラム等)、標準的なデザインを規定した計画。

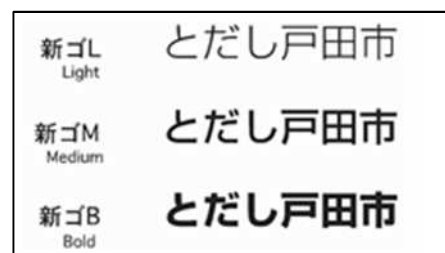
< 標準デザイン >



< ピクトグラム >



< 文字フォント >



< 表示に関する規定 >

●表示の高さ

[歩行者用/案内サイン・誘導サイン・街角サイン]

標準的な高さに準じ、1.35mを中心に最高高さ2m、最低高さ0.5mの範囲を基本とする。

